

一般社団法人沖縄やんばるDMO 協賛金及び寄付金に関する規程

令和8年5月1日制定

規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄やんばるDMO（以下「当法人」という。）の活動を支援する目的で受け入れる協賛金及び寄付金の取扱い、並びに個人の寄付会員について必要な事項を定めるものとする。

(協賛金及び寄付金の定義)

第2条 この規程において「協賛金」とは、当法人の特定事業やイベント等の趣旨に賛同し、これを支援する目的で法人又は団体から提供される資金をいう。協賛金については、当法人が協賛者に対し広報上の露出機会（ロゴ掲出等）を提供する場合があります、その内容と協賛金の関係については別途定める募集要項に従うものとする。

2 この規程において「寄付金」とは、当法人の目的や活動全般を支援するため、法人、団体又は個人から対価を求めずに無償で提供される資金をいう。

3 当法人は、協賛金及び寄付金の収益事業該当性、消費税の取扱い及び税務処理について、顧問税理士の指導に従い適正に処理するものとする。

(受け入れの制限)

第3条 当法人は、協賛金又は寄付金を提供する者（以下「協賛者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その受け入れを拒否しなければならない。

- 1 暴力団等の反社会的勢力に該当する者
 - 2 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 3 自ら又は第三者を利用して、暴力的・脅迫的な要求行為や業務妨害等の不当な行為を行う者
- 2 当法人は、協賛者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その受け入れを拒否することができる。
- 1 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、当法人の名誉や信用を毀損するおそれがあるとき
 - 2 他、当法人が受け入れを不適当と認めたとき

(税制上の取扱いに関する説明)

第4条 当法人への協賛金及び寄付金の税制上の取扱いは、次のとおりである。

- 2 当法人は、公益社団法人・認定NPO法人等の認定を受けていない一般社団法人であるため、当法人への寄付金については、個人の所得控除（寄付金控除）及び法人の損金算入（特定公益増進法人等への寄付金の特例）の税制優遇措置は原則として適用されない。
- 3 協賛金については、協賛者（法人）にとっての税務上の取扱い（広告宣伝費・交際費等への計上の可否）は協賛者それぞれの税務判断によるものであり、当法人はこれについて保証しない。

- 4 寄付金及び協賛金の税務処理については、当法人は定期的に顧問税理士の指導を受け、適正に申告・処理するものとする。

(募集要項への委任)

第5条 協賛金及び寄付金の募集方法、金額設定、及び協賛者等への提供価値（特典）に関する詳細は、代表理事が別に定める協賛金及び寄付金募集要項によるものとする。募集要項の制定・改廃は代表理事が行い、次回理事会に報告するものとする。

(会計処理)

第6条 協賛金及び寄付金の会計処理については、次のとおりとする。

- 1 協賛金は、対応する事業の実施時期に応じて収益計上するものとし、事業実施前に受け入れた協賛金は前受金として処理する。
- 2 協賛金のうち収益事業に係るものは収益事業会計に区分して経理処理し、非収益事業に係るものは非収益事業会計に区分して処理するものとする。
- 3 寄付金は、真の無償提供（対価性のないもの）として受け入れた時点で収益計上するものとし、消費税不課税取引として処理する。
- 4 会計処理の詳細については、顧問税理士・公認会計士の指導に基づき経理規程の定めにより適正に処理するものとする。

(個人の寄付会員)

- 第7条 第2条第2項の規定により寄付を行った個人のうち、当法人の活動に賛同する者については、本人の希望により理事会の承認を得て、定款及び会員規程に基づく会員（以下「寄付会員」という。）として取り扱うものとする。
- 2 入会申込にあたっては、当法人の会員規程第2条第3項各号の要件を満たすとともに、反社会的勢力に該当しないことを誓約しなければならない。
 - 3 寄付会員は、社員総会における議決権を持たない。また、会員規程に定める年会費の納入義務を負わない。
 - 4 寄付会員が当法人の活動に際して受ける情報提供・勉強会等への参加機会は、当法人の広報・普及活動の一環として提供するものであり、寄付金に対する個別の対価ではない。
 - 5 寄付会員の変更の届出、会員情報の管理、及び退会・除名等については、当法人の会員規程第4条から第6条まで及び第8条から第9条までの規定を準用する。

(拋出金品の不返還)

第8条 既納の協賛金及び寄付金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和8年5月1日から施行する。

- 2 令和8年1月に運用を開始した会員募集に係る取扱いについては、本規程の定めに従って処理したものとみなす。